

特定事業主行動計画

えりも町
えりも町議会
えりも町教育委員会
えりも町農業委員会
えりも町選挙管理委員会
えりも町公平委員会
えりも町代表監査委員

I 総論

1 目的

この計画は、次世代育成支援対策推進法第19条の規定により、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定することとする。

2 計画期間

平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間とする。

この次世代育成支援対策推進法は、平成26年度までの時限法であることから、本計画ではその期間である平成27年3月31日までの4年間を計画期間とする。

3 計画の推進体制

- (1) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、特定事業主行動計画策定・推進委員会を設置する。
- (2) 次世代育成支援対策に関し、職員に対する情報提供を実施する。
- (3) 仕事と子育ての両立等についての相談及び情報提供の窓口を総務課庶務係に設置する。
- (4) 啓発資料の作成、配布等により行動計画の内容を周知徹底する。
- (5) 本計画の実施状況については、推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえ、その後の対策や計画の見直しを図る。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

ア 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。

イ 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知を図る。

ウ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。

エ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

ア 父親が子どもの出生時に3日間の特別休暇取得促進のための周知と取得にあたっての職場の配慮に努める。

イ 子どもの出生時における共同育児を促進するため、父親の年次休暇の取得促進に努める。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

- ア 育児休業等に関する資料を配布し、制度の周知を図るとともに、男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。
- イ 育児休業Q&A等を作成し、育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。
- ウ 妊娠を申し出た職員に対し、個別の育児休業等の制度・手続について説明を行う。
- エ 育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを検討し、取得しやすい環境の整備に努める。
- オ 課内の人事配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用などにより適切な代替要員の確保に努める。
- カ 育児休業に対する職場の意識改革等を行い、父親が育児休業を取得しやすい環境づくりを行う。

【目標】

このような取組みを通じて、育児休業や年次休暇を利用した育児休業的休暇の取得率を、男性10%・女性100%の取得率の目標を設定する。
(目標達成年度：平成26年度)

【参考】 平成21年度の育児休業取得率

全国平均	男性	0.7%	女性	93.9%
当町平均	男性	0%	女性	100%

(4) 超過勤務の縮減

- ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。なお、深夜勤務については、本人の申請がなくとも原則として命じないこととする。
- イ 提示退庁日を毎週水曜日と設定し、ノー残業デーとして注意喚起を計るとともに、管理職の定時退庁の率先垂範を行う。
- ウ 定時退庁ができない職員が多い部署について、管理職への指導の徹底を図る。
- エ 超過勤務の上限時間の設定等による超過勤務縮減のための指針を策定する。
- オ 振替休日や代替休日制度の効果的運用により、職員の連日勤務を防ぎ健康管理に努める。

【目標】

このような取組みを通じて、各職員の1年間の超過勤務時間の上限時間を110時間と設定する。(目標達成年度：平成26年度)

【参考】 平成21年度 1人当たり 122時間

(5) 休暇の取得の促進

- ア 職員が年間の年次休暇取得目標を設定し、その確実な実行に努める。
- イ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう事務処理において相互応援ができる体制の整備に努める。
- ウ 子どもの予防接種日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。
- エ ゴールデンウィーク期間や夏季休暇期間の前後における休暇の取得、月曜日と金曜日と休日を組み合わせた休暇の取得などにより、連続休暇の取得促進を図る。
- オ 年1回、年次休暇を利用した1週間のリフレッシュ休暇を設け、その取得促進に努める。
- カ 子どもの看護を行うための特別休暇や年次休暇を活用して休暇を取得しやすい職場の環境づくりに努める。

【目標】

このような取組みを通じて、各職員の1年間の休暇取得目標日数を12日と設定する。(目標達成年度：平成22年度)

【参考】

全国平均 11.1日 町村平均 10.4日 当町平均 10.6日

(6) その他の次世代育成支援対策に関する事項

- ア 外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を検討する。
- イ 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止活動等への職員の積極的な参加の支援に努める。